（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

需要者＼期・月	（平成29年）4～6月	7～9月	10～12月	（平成30年）1～3月	（平成30年）1月	2月	3月	4月
Ⅰ 製造業計	2.6	6.2	3.5	2.5	9.9	8.0	−17.5	22.7
1食品製造業	−3.2	27.5	−1.6	−4.8	−0.1	−1.8	−19.6	−2.8
2繊維工業	56.8	−53.6	25.2	8.5	4.0	8.8	−13.2	40.9
3パルプ・紙・紙加工品	−47.4	−3.5	32.5	−3.9	−44.8	36.3	−49.1	118.4
4化学工業	−4.4	1.7	11.4	23.2	37.9	41.2	−15.6	−32.0
5石油製品・石炭製品	18.7	−29.0	23.3	52.3	20.2	70.1	−12.4	−31.1
6窯業・土石製品	−1.6	7.5	22.6	−9.6	−30.5	18.2	−24.8	75.0
7鉄鋼業	5.9	0.5	−0.7	10.1	−35.2	120.8	−41.5	37.7
8非鉄金属	−66.4	250.3	−16.8	−49.1	−2.8	−3.1	−42.3	159.2
9金属製品	2.8	−8.3	8.5	9.6	−28.0	45.0	−3.7	26.0
10はん用・生産用機械	8.0	−1.1	12.5	−4.1	0.4	−6.4	−2.5	13.6
11業務用機械	15.9	−2.5	7.6	−1.4	−10.3	9.7	6.2	4.4
12電気機械	−9.8	2.8	16.4	22.0	23.4	−13.7	14.7	−20.0
13情報通信機械	18.9	−1.6	12.1	3.3	29.5	−25.6	2.7	26.5
14自動車・同付属品	9.5	0.6	−5.0	12.2	15.3	−4.4	1.6	5.6
15造船業	−16.6	30.7	−19.3	50.1	78.0	33.9	−71.8	285.0
16「その他輸送用機械」	6.5	−0.3	2.7	19.7	11.8	17.6	−45.3	66.9
17「その他製造業」	13.5	8.0	3.7	−16.5	13.1	−18.5	10.8	14.1
Ⅱ 非製造業計	−2.8	4.3	0.3	−2.9	−2.0	12.2	−20.0	11.1
18農林漁業	19.1	−6.3	−1.2	−5.0	−8.7	−1.7	4.3	13.7
19鉱業・採石業・砂利採取業	−3.2	1.5	−4.6	2.7	35.2	−50.2	25.1	−6.6
20建設業	−25.5	−3.5	4.9	7.3	−3.0	−1.6	22.4	−21.9
21電力業	2.2	−1.0	25.1	−8.5	14.9	37.4	−62.1	94.4
22運輸業・郵便業	−14.0	23.4	−1.2	4.9	11.2	−19.8	10.2	−32.0
23通信業	1.3	−6.7	−3.0	−3.7	−10.0	26.9	14.4	−19.5
24卸売業・小売業	17.0	−4.9	20.9	−15.8	−24.7	36.3	18.4	−9.8
25金融業・保険業	−15.2	14.9	−7.3	−5.9	−8.5	−4.0	3.3	−5.6
26不動産業	−34.6	13.0	5.9	77.4	175.3	−63.3	−6.1	−27.5
27情報サービス業	−4.7	5.7	−2.3	−6.2	−1.9	11.3	−18.7	31.7
28リース業	4.4	30.9	−36.8	5.3	2.9	10.0	−5.2	6.8
29「その他非製造業」	−19.5	4.4	−14.6	17.7	17.6	13.4	−14.5	6.7

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「繊維工業」、「窯業・土石製品」は、従来は「その他製造業」に含まれていた。
３．「はん用・生産用機械」は、従来の「一般機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「業務用機械」は、従来の「精密機械」に「一般機械」の「事務・サービス・娯楽用機械」を加えたもの。

公　告

諸　事　項

工場財団

香川県丸亀市中津町1676番地**株式会社伏見製薬所**の工場財団に香川県丸亀市中津町1676番地株式会社伏見製薬所本社工場、徳島県徳島市応神町吉成字有天104番地の１株式会社伏見製薬所徳島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年６月18日　　高松法務局丸亀支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年６月４日から４か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成30年６月18日

広島法務局長　醍醐　邦治

記

氏名　一橋　忠明
所属する司法書士会　広島司法書士会
登録番号　広島第478号
事務所の所在地　広島県三次市十日市東五丁目15番５号
違反行為　他人による業務の取扱い、本人確認義務違反、補助者の監督責任等

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成30年６月18日　　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第５号ロの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成29年第１号
２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成30年６月18日
３　終了決定をした理由
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第１項、同法第20条の規定により、資格裁定を受けた者について被害回復給付金の特別支給を行ったため。
４　この公告に関する問い合わせ先
〒100―8903　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号03―3592―5611（代表）内線4392

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。